

相手国政府・相手国国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 と 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (署名日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
ベトナム	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	329,000千円 H28.12.31まで	H23.7.20 ハノイで (同日)	日本側 谷崎泰明在ベトナム大使 ベトナム側 フラム・グー・ルアン教育訓練大臣	H23.8.2 266号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成○年△月□日をH○△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。